

11月は児童虐待防止月間

問い合わせ先
市家庭児童相談室(子ども家庭課内) ☎(36)13002

子どもの虐待見て見ぬふりをしないで

この10年ほどの間に、子ども虐待に関する相談件数は急増しています。「あつてはならない」ところですが、「あつても不思議ではないこと」なのが実情です。虐待を受けている子どもは、自分から「助けて」とは言えません。見て見ぬふりをしたり、自分とは関係のない話だと片付けたりするのではなく、地域や社会全体で子どもを守り育てましょう。

子ども虐待を知っていますか?

「しつけのつもり」「子どものためにやっている」…しかし、子どもが傷ついているならば、それは「虐待」です。

【身体的虐待】

たたく、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などで部屋に監禁する、など

【性的虐待】

子どもへの性的行為、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被

写体にする、性的行為を見せる、など

【ネグレクト(保護の怠慢・放棄)】

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、など

【心理的虐待】

言葉での脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV)、など

子育て中のみなさんへ

子育ては、悩んだり不安になったりして当たり前。思うようにいかない子育てには、イライラや不安はつきものです。実

はみんな悩んでいるので

そんなとき、あなたの子育てを助けてくれるさまざまな居場所(広場)があります。ちょっとだけ勇気を出して参加してみてください。

【子育てのこと】

1人で悩んでいませんか?

妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期までの子どもや子育て、その家族が抱えるさまざまな悩みや心配なこと、不安なこと、誰かに聞いてもらいたいことなどの相談窓口が、市役所内にある「家庭児童相談室」です。電話相談にも応じ、個人の秘密は固く守られますので、気になることがあれば、気軽に相談してください。

「虐待かも」と思ったら電話(通告)を

児童虐待防止法で、虐待を受けていると思われる児童を発見した場合、児童相談所が市区町村の窓口に通告することが義務づけられています。「虐待かも」と思い、電話(通告)をすることは、子どもとその家族をサポートする行為です。

子どもを虐待から守るための5カ条

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)してください
2. 「しつけのつもり…」は言い訳(子どもの立場で判断しましょう)
3. 1人で抱え込まない(まずは信頼できる人や相談窓口にご相談しましょう)
4. 親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先です)
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではありません)

- ① 福岡県宗像児童相談所 ☎(37) 3255
- ② 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく)
- * 近くの児童相談所についてお問い合わせ
- ③ 市家庭児童相談室 ☎(36) 1302
- * ①②は年中無休。24時間受付
- * ③は月々金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分〜午後5時受付



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

- 【通告者のプライバシーは法律で保護されます】
- ▽匿名の通告が可能です
- ▽通告した人物と内容は、相手や周囲にもれません
- ▽通告した情報が誤解や間違いでも、通告者は罰せられません
- 奨学金は、毎年申請が必要
- 募集期間 11月10日(木)〜12月10日(土)
- 申請に必要な物
- 奨学生採用願書
- ▽在学している学校長の推薦書
- ▽前年度課税所得証明書
- ▽源泉徴収票
- * 申請方法など詳細は問い合わせ先



* 土・日曜日、祝日を除く

講演会開催

子どもの育ちってどうして本気で大切なことなの?

参加無料・事前申込不要

市では、11月の児童虐待防止推進月間と11月20日(日)の「子どもの権利の日」に合わせ、子どもにやさしいまちづくりの実現のため、講演会を開催します。

市では、11月の児童虐待防止推進月間と11月20日(日)の「子どもの権利の日」に合わせ、子どもにやさしいまちづくりの実現のため、講演会を開催します。

市役所内にある「家庭児童相談室」です。

電話相談にも応じ、個人の秘密は固く守られますので、気になることがあれば、気軽に相談してください。

日時 11月20日(日) 時間 ☎(36) 1214

肢体不自由高校 奨学生募集

対象 県内在住で、身体障害者手帳(1〜5級)を持つ、高等学校1、2年在学生徒(定時制の場合は1〜3年生)か、平成29年度に高等学校に進学を希望する中学3年生

▽次の①〜④に該当する人は対象外

- ① 高等学校3年、中等教育学校の最終学年に在学する生徒、定時制課程4年に在学する生徒、通信での教育を受けている生徒と高等学校の別科、専攻科に在学する生徒
- ② 就学継続に支障する疾患のある生徒
- ③ 生計上、奨学金を必要としない生徒
- ④ 特別支援学校の高等部に在学する生徒

●奨学金 年額 3万5000円 (返済不要)

* 奨学金は、毎年申請が必要

●募集期間 11月10日(木)〜12月10日(土)

●申請に必要な物

- ▽奨学生採用願書
- ▽在学している学校長の推薦書
- ▽前年度課税所得証明書
- ▽源泉徴収票

* 申請方法など詳細は問い合わせ先

犬の育て方セミナー

公益財団法人福岡県肢体不自由児協会(クローバープラザ内) ☎092(584)5723

日時 11月26日(土)

▽受付 午後1時〜4時

▽実施 同1時30分〜4時

●場所 県宗像総合庁舎 1階・講堂(東郷)

●内容 犬の育て方についての講習

●講師 JAH A家庭犬しつけインストラクター(県動物愛護推進員)

●定員 先着30人

●犬の同伴不可

●その他 11月(ワンマン月)は「ドッグマンズ」です。犬を飼っている人も、飼っていない人も身の回りにいる犬たちのことを考えましょう

●申込締切日 11月22日(火)

●申込・問い合わせ先 県宗像・遠賀保健福祉環境事務所保健衛生課生活衛生係 ☎(36) 6098